第七十条の八中「（第四十九条第七項又は第五十二条第五項の規定により確定したものに限る。）又は第六十六条第一項から第三項までの審決（原処分の全部を取り消す審決を除く。）若しくは第六十五条若しくは第六十七条第一項の規定による審決をした」を「をした後又は競争回復措置命令が確定した」に改め、「又は審決」を削り、「命じ、又は維持した」を「命じた」に改め、同条を第六十八条とする。

第七十条の九第三項中「課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ、当該」を「前項の規定による督促をしたときは、その督促に係る」に、「（当該課徴金に係る納付命令について審判請求がされたときは、当該審判請求に対する審決書の謄本の送達の日までは年七・三パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合）で」を「で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により」に改め、同条第五項中「又は第二項」を削り、「これ」を「その督促に係る課徴金及び第二項に規定する延滞金」に改め、同条第二項を削り、同条を第六十九条とする。

第七十条の十第一項中「第五十一条第四項又は次項」を「第六十三条第五項」に改め、同条第三項中「第一項の金額を還付する場合には」を「前項の金額を還付する場合には、」に改め、「、前項の金額を還付する場合には当該金額の納付があつた日の翌日から、それぞれ」を削り、同条第四項中「前条第三項ただし書及び第四項」を「前条第二項ただし書及び第三項」に改め、同条第二項を削り、同条を第七十条とする。

第七十条の十一第一項中「審決」を「決定」に改め、同条第二項中「、これを」を「ついて」に改め、同条に次の一項を加える。

第六十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による決定について準用する。

第七十条の十一を第七十条の二とする。

第七十条の十二第一項中「審判手続を経て、審決」を「決定」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「第六十五条若しくは第六十七条第一項の規定による審決」を「競争回復措置命令」に、「審決で」を「決定で」に改め、同項ただし書中「被審人」を「排除措置命令又は競争回復措置命令の名宛人」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第四十九条から第六十条まで並びに第六十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

第七十条の十二に次の一項を加える。

第六十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

第七十条の十二を第七十条の三とする。

第七十条の十三第二項を次のように改める。

前項の規定による裁判は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により行う。

第七十条の十三を第七十条の四とする。

第七十条の十四第一項中「有価証券」の下に「（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次項において同じ。）」を加え、「免かれる」を「免れる」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の規定により供託をした場合において、前条第一項の規定による裁判が確定したときは、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没取することができる。

第七十条の十四に次の一項を加える。

前条第二項の規定は、前二項の規定による裁判について準用する。

第七十条の十四を第七十条の五とする。

第七十条の十五を削る。

第七十条の十六を第七十条の六とし、第七十条の十七を第七十条の七とし、第七十条の十八を第七十条の八とする。

第七十条の十九第二項中「第七十条の十七」を「第七十条の七」に改め、同条を第七十条の九とする。

第七十条の二十中「及び審判」を削り、「並びに第七十条の六第一項及び第七十条の十四第一項」を「及び第七十条の五第一項」に改め、同条を第七十条の十とする。

第七十条の二十一中「及び第七十条の十一第一項」を「、競争回復措置命令及び第七十条の二第一項」に、「審決」を「決定」に、「第五十六条第一項」を「この節」に、「審判官」を「指定職員」に改め、同条を第七十条の十一とする。

第七十条の二十二中「及び納付命令」を「、納付命令及び競争回復措置命令」に、「審決」を「決定」に、「第五十六条第一項」を「この節」に、「審判官」を「指定職員」に改め、同条を第七十条の十二とする。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条　削除

第七十五条中「若しくは第二項又は第五十六条第一項」を「又は第二項」に改める。

第七十六条第二項中「被審人」を「排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びに前節の規定による決定（以下「排除措置命令等」という。）の名宛人となるべき者」に改める。

第七十七条を削る。

第七十八条中「公正取引委員会の審決」を「排除措置命令等」に改め、第九章中同条を第七十七条とする。

第七十九条から第八十三条までを削り、第八十三条の二を第七十八条とし、第八十三条の三を第七十九条とし、第八十三条の四を第八十条とし、第八十三条の五を第八十一条とし、第八十三条の六を第八十二条とし、第八十三条の七を第八十三条とする。

第八十四条の四中「刑事訴訟法」の下に「（昭和二十三年法律第百三十一号）」を加える。

第八十五条を次のように改める。

第八十五条　次に掲げる訴訟及び事件は、東京地方裁判所の管轄に専属する。

一　排除措置命令等に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟

二　第七十条の四第一項、第七十条の五第一項及び第二項、第九十七条並びに第九十八条に規定する事件

第八十五条の次に次の一条を加える。

第八十五条の二　第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の第一審の裁判権は、東京地方裁判所に属する。

第八十六条及び第八十七条を次のように改める。

第八十六条　東京地方裁判所は、第八十五条各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

前項の規定にかかわらず、東京地方裁判所は、同項の訴訟及び事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

前項の場合には、判事補は、同時に三人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

第八十七条　東京地方裁判所がした第八十五条第一号に掲げる訴訟若しくは第八十五条の二に規定する訴訟についての終局判決に対する控訴又は第八十五条第二号に掲げる事件についての決定に対する抗告が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴又は抗告に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

第八十八条中「公正取引委員会の審決」を「排除措置命令等」に改める。

第九十条第三号中「第六十五条若しくは第六十七条第一項の審決」を「競争回復措置命令」に改める。

第九十二条の二を削る。

第九十四条各号中「若しくは第二項又は第五十六条第一項」を「又は第二項」に改める。

第九十四条の二中「次の各号のいずれかに該当する」を「第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告、情報若しくは資料を提出した」に改め、同条各号を削る。

第九十八条中「第七十条の十三第一項」を「第七十条の四第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

（施行日前に排除措置命令又は納付命令に係る通知があった場合についての経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に一の違反行為について当該違反行為をした事業者又は事業者団体若しくはその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。附則第七条第一項において同じ。）の全部又は一部に対し改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第四十九条第五項（旧法第五十条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知があった場合における当該違反行為を排除し又は当該違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずる手続、課徴金の納付を命ずる手続、課徴金を徴収し又は還付する手続、審判手続（審判官の指定の手続を含む。次条及び附則第四条において同じ。）、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類する手続として公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。